

平成 27 年度 第 1 回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(介護保険施設等の整備に係る公募選定審査の採点方法、審査行程等の審議)

- 開催日時 : 平成 27 年 8 月 28 日 14 時 00 分～16 時 30 分
- 会 場 : 堺市役所介護事業者課会議室
- 出席委員 : 会 長 (堺市生活福祉部長) 河村 寛之
 委 員 (桃山学院大学 非常勤講師) 佐瀬 美恵子
 委 員 (税理士) 森島 憲治
 委 員 (関西福祉科学大学社会福祉学部 准教授) 成清 敦子
 委 員 (堺市長寿社会部長) 隅野 巧
 委 員 (堺市障害福祉部長) 南 正己
- 事務局 : (健康福祉総務課) 眞鍋 昭生 他
- 事業課 : (介護事業者課) 岡 康之 他
- 案件名 : 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 27～29 年度)に基づく介護保険施設等の整備に係る公募選定審査の採点方法、審査行程等の審議

発言者	内 容
事務局	開会 平成 27 年度第 1 回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	配布資料の確認 配布資料の確認を行う。
事務局	会長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明
事業課	堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 27～29 年度)に基づく介護保険施設等の整備に係る公募の内容説明
会長	職務代理者の指名

	南委員を職務代理者に指名します。
会長	案件審議 それでは、審査会の公募選定審査の採点方法、審査行程等の審議に入らせていただきます。 委員の皆様には事前に、募集要項及び採点基準をまとめたファイルを郵送させていただきます。 この採点基準は、資料４の審査基準及び募集要項を基に、審査のポイント、着眼点、指標、配点等を検討して作成しました。この採点基準案について、事業課から説明します。
事業課	採点基準の説明 審査は、「法人等の運営・経営」、「用地に関する事項」、「建物の設計」、「運営に関する事項」の計２００点の設定としています。 各介護施設の採点項目及び配点は、（以下の施設の採点基準案の説明） ・広域型特別養護老人ホーム（創設） ・地域密着型特別養護老人ホーム（創設） ・地域密着型特別養護老人ホーム・グループホーム（併設）（創設） ・広域型特別養護老人ホーム（増床） ・介護老人保健施設〈創設〉 ・介護老人保健施設（増床）
会長	以上、事業課から説明がありましたが、この基準案について、ご意見を頂戴したいと思います。
委員	<意見交換>
会長	他にご意見ございませんでしょうか。 それでは、事業課の基準案に、ご意見の修正を加えて、採点基準を決定したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	<承認>
会長	ありがとうございます。 続いて、審査の行程案について、事業課からご説明させていただきます。
事業課	以下の内容の説明 ・審査会の日程、内容、開催場所等 ・審査会は、応募法人が提出した協議書等の書類審査、及び法人代表者のヒアリングを行う。この書類審査、ヒアリング両方の内容で採点する。なお、規則により会長

	は採点を行わない。 ・採点は、200点満点で行う。基準点は100点とする。 ・採点基準を基に採点し、委員ごとに合計点が高い法人から順に順位点を付ける。各委員の順位点を合計する。この時に、過半数の委員が基準点以下の点数を付けた場合は、その応募法人は失格となる。 ・順位点の合計が1位の法人を選定していかどうか最終確認の上、審査会の選定法人を確定する。
会長	事業課からの行程案の説明がありましたが、このことについて、ご意見を頂戴したいと思います。何かございませんでしょうか。
委員	<意見なし>
会長	事業課より示された、審査の行程案について、承認することに異議はありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査の行程案を原案のとおり承認します。
会長	これをもって、介護保険施設等の整備に係る公募選定審査の採点方法、審査行程等の審議を終了します。
会長	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会